

7月 番組表

時	番組内容
6	まちの話題 ホットニュース
7	宇陀市政なう
8	お知らせ (音声付) からだほぐしストレッチ
9	まちの話題 ホットニュース
10	宇陀市政なう
11	お知らせ (音声付) うきうきダンス
0	まちの話題 ホットニュース
1	宇陀市政なう
2	お知らせ (音声付) ウェルネスうだ体操
3	お知らせ (静止画)
4	いきいき歯ッピー体操
5	お知らせ (静止画) お知らせ (音声付)
6	まちの話題 ホットニュース
7	宇陀市政なう
8	うきうきダンス ウェルネスうだ体操
9	まちの話題 ホットニュース
10	宇陀市政なう
11	まちの話題 ホットニュース
0	宇陀市政なう



自主放送スタジオ (☎/ IP ☎ 82・2497)
※番組内容および、放送時間は予告なく変更される場合があります。ご了承ください。

番組内容	1日～10日	11日～20日	21日～末日
ホットニュース	○健幸アンバサダー研修会	○落語会と防災講演会	○子育て講座「木製のスプーンを作ろう」
宇陀市政なう	○野菜たっぷりクッキング：もやしのナムル ○うだしなかよし献立他 ○榎原総合センター自主学習スペース紹介 ○うだ百景 他	○うだしなかよし献立他	○UDA UDA ENGLISH ○宇陀衛生一部事務組合整備改修工事他
まちの話題	○あいさこいさ祭り 春の伊勢街道 おかげ祭り～榎原萩原～ ○向測向友会と室生子ども園の交流会	○第30回記念公演 あきの螢能～大宇陀迫間～ ○螢のタペ～榎原高井～	○第61回近畿高等学校自転車競技大会 ロードレース ○宇太水分神社下社「夏越の大祓い」
宇陀の気になる企業			○カーブスサンクシティ榎原

※「宇陀の気になる企業」は、「まちの話題」終了後に放送しています。

公民館 だより

～室生国際交流村～

【公民館自主グループ⑬】

室生分館で公民館活動自主グループ「室生国際交流村」（代表 北森 義卿）は、市内の各家にホームステイとして滞在している海外の若い人たちとの交流のため活動をしています。

このボランティア活動を始めて20年になりますが、国や言葉が違っても、同じ人間として通じるものがたくさんあり、心と心のふれあいにより交流を深めることは、世界平和の礎になる大事な活動であると信じています。



▲楽しかったです!!

異文化に対する理解と認識を深めることは、宇陀の文化や住むことへの喜びの再発見にもなり、国際交流というこの活動を今後も長く続けたいと願っています。

代表 北森 (☎ 92・3629) まで

動き

令和6年6月1日現在
※()内は前月比

0～9歳	1,209人	60～69歳	4,289人
10～19歳	1,950人	70～79歳	5,451人
20～29歳	1,936人	80～89歳	3,264人
30～39歳	1,779人	90～99歳	867人
40～49歳	2,895人	100歳以上	33人
50～59歳	3,366人		
総数	27,039人 (-43)		
世帯数	12,700世帯 (1)		

☎ 82・3975 / IP ☎ 88・9064

「中学校部活動について地域の力をかりる改革」⑦
令和6年度の第1回「部活動地域移行推進協議会」を先般開催しました。今年3月に発出された奈良県の方針や、先般実施しましたアンケート調査報告などを行いました。また、11月より国・県の補助金を活用し実証事業として、数種目の部活動の地域クラブへの移行を試験的に行います。実証事業の目的は、これからの地域クラブへの移行をスムーズに行うために課題や問題点を把握するために実施します。現在実証事業の開始に向けて準備を進めており、実証事業の実施についても説明を行いました。協議会では委員の皆さんから費用面や送迎についてなど、多くのご質問をいただき協議会で意見を整理していきます。市ホームページ内に「部活動地域移行(教育・文化・スポーツ)・生涯学習↓学校部活動地域移行」のページを開きましたのでご覧ください。

てんいち先生



7月は「差別をなくす強調月間」
「人権」コーナー
同和問題の解決を目指す国の施策推進のため、1969(昭和44)年7月に「同和対策特別措置法」が制定されました。奈良県や県内市町村ではこのことを記念して、基本的な人権が尊重される差別のない、自由で平等な社会の実現を目指し、7月を「差別をなくす強調月間」と位置づけ、毎年、あらゆる差別をなくすための様々な取り組みが行われています。しかし、取り組みを重ねながら依然多くの差別が存在しています。例えば、障がいのある方に対する理由に入店利用者が拒否される、「物件の賃金を断られる」などの合理的な配慮がなされないケースがあります。このようなことを背景として「障害者差別解消法」には、合理的配慮の提供が規定されています。本年4月1日から同法の改正案が施行され、提供が事業者にも義務化されました。この法には市民に課せられる罰則などはありませんが、共生社会の実現にむけて、一人ひとりの努力が大切です。身近にできることとして、困りごとをたずねるなどの声掛けがあります。障がいのある種別や年齢、性別などによって、配慮の仕方は異なりますが、必要な場面では声掛けからはじめてみませんか。

広報うだでは、皆さんのご自慢のペットの写真を募集します。(宇陀市在住に限る)

【応募方法】住所・氏名・連絡先・ペットの名前・掲載するコメント(各質問のコメント30文字以内)を記入のうえ、ペットの写真を添えて、申請フォーム、郵送、窓口へ持参のいずれかでお申し込みください。先着順に掲載しています。1家族1枠でお願いします。

☎ 秘書広報情報課 (☎ 82・3912 / IP ☎ 88・9083) 申請フォーム▶

「うだチャン」のペット写真募集コーナー

Q. どんな性格?
A. 人懐っこく陽気な男の子

Q. 家族から一言
A. これからもヨロシク!

Q. どんな性格?
A. 手のかからないおとなしい女の子 頭のいい子

Q. 家族から一言
A. 兄弟の中の唯一女の子。よく食べよく眠る家族のムードメーカー。いつもありがとう♡